



改正道路交通法のポイント

図総務課地域安全対策係 【☎028 (677) 6029】

知っていますか?

スポーツ安全保険

最近、グループでスポーツなどを楽しむ人が増えていきます。それに伴い、偶発の事故により負傷したり、他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりする事故に遭う可能性も増えています。

スポーツ安全保険は、(財)スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続を行ったアマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを対象とする事故の補償制度です。万が一の事故に備えて保険を活用すれば、安心して活動を楽しむことができます。保険加入に必要な書類は、武道館内社会体育課で入手することができますので、加入を希望する人はご来館ください。



1. 被害軽減対策

後部座席でのシートベルト着用義務化

運転者は、自動車を運転するときには、同乗者全員にシートベルトを装着させなければなりません。
※運転席、助手席以外でシートベルトが装備されている座席の数を超える人数(乗車定員以内)を同乗させるときなど、やむを得ない場合は適用が除外されます。

助手席以外の座席でのシートベルト非着用も
(高速自動車国道では) **反則点 1点**

2. 高齢運転者対策

もみじマークの表示義務

75歳以上の人は、自動車を運転する場合「高齢運転者標識」通称「もみじマーク」を表示しなければなりません。
75歳にならなくても、運転や身体機能に不安を感じたら、すすんでつけましょう。



高齢運転者標識を表示しないと
罰 則 / 2万円以下の罰金または料
違反点 / 1点
反則金 / 4,000円

3. 自転車利用者対策

①自転車はこんなとき歩道を通行できます。

- 「普通自転車の歩道通行可」の標識が設置されている歩道
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が運転するとき
- 車道または交通の状況からみてやむを得ないとき



「普通自転車の歩道通行可」標識

②普通自転車は、歩行者信号機のある横断歩道を通行できます。

ただし、歩行者の通行を妨げる恐れのあるときは、自転車を降りて、押して渡りましょう。



③13歳未満の子どもを自転車に乗車させるとき、保護者はヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

- 「乗車させるとき」とは
- 児童、幼児に自転車を運転させるとき
 - 保護者などの自転車の乗車装置に補助いすなどで幼児を同乗させるとき



■加入できる団体
アマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う5人以上の社会教育団体

■保険期間
4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時まで。
※4月1日以後に申し込んだ場合の保険期間は、加入手続日の翌日午前0時から有効となり、終期は3月31日午後12時までとなります。

■補償される事故
○傷害保険
団体の活動中および往復中に、急激で偶発な外来の事故による死亡、後遺障害、入院手術、通院を補償します。ただし、治療日数(入院および通院日数)4日以上の傷害に限られます。

○賠償責任保険
他人にけがをさせたり、他人の物を壊したことに伴い、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った傷害を補償します。

○共済見舞金
突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)の際に見舞金を支払います。

■補償される範囲
○団体活動中の事故
所属する団体の活動計画に基づき、指導監督者の指示に従って団体活動を行っている間の事故。具体的には、活動場所に集合してから準備・活動し、解散するまでの間です。なお、学校管理下の活動中の事故は対象となりません。

○団体活動への往復中の事故
所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の住所との、通常の経路往復中の事故。

■掛金・補償内容
大人のスポーツ活動を例にとると、1人あたり年額1,500円の掛け金で次の補償を受けることができます。

傷害保険	死亡.....	2,000万円
	後遺障害(最高).....	3,000万円
	入院(日額).....	4,000円
	通院(日額).....	1,500円
賠償責任保険 (てん補限度額)	○身体賠償 1人..... 1事故..... (免責金額1,000円)	1億円 5億円
	○財物賠償..... (免責金額1,000円)	500万円
共済見舞金	突然死(急性心不全、 脳内出血など).....	160万円

※掛け金・補償額は、子ども・大人など加入区分により異なります。

詳しい内容に関する問合せは
図スポーツ安全協会栃木県支部
【☎028(622)7878】
ホームページアドレス
<http://www.sportsanzen.org>

